

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援のため、

無料でアドバイザーを派遣します！

女性活躍推進法において、常時雇用する労働者数に応じ、
一般事業主行動計画の策定・届出等は義務または努力義務とされています。

君津市では、市内の企業等における女性の活躍を推進するため、
策定を支援するアドバイザー（社会保険労務士）を無料で派遣します。

**まだ策定していない、何から始めるべきかお悩みの場合は、
ぜひご活用ください。**

◆ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画とは？

残業削減、育休取得率の増加など、女性の活躍を推進するために
目標を設定し、具体的な取組内容をまとめたものです。

※「次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画」とは異なります。

◆ 女性活躍推進に取り組むメリットは？

**労働者の意欲向上による生産性アップや、出産・育児での退職を防ぐことによる
人材の確保・定着を高める**など、大きなメリットがあります。



募集期間

令和8年

7/1(水)～11/30(月)

派遣期限

令和9年

2/26(金)まで

費用

無料

対象

常時雇用する労働者の数が300人以下で、
市内に主たる事業所を有する法人または個人事業主

定員

先着2社 ※定員になり次第締め切らせていただきます。

派遣回数

3回まで（1回あたり2時間以内）

申込方法

申請書（裏面）および添付書類を市民生活課へ持参、
郵送、FAX または E-mail にてご提出ください。

申請書はこちら



問合せ先

君津市 市民生活課（〒299-1192 君津市久保2-13-1）

【TEL】0439-56-1565

【FAX】0439-56-1629

【E-mail】jichi@city.kimitsu.lg.jp

別記第1号様式（第6条）

君津市一般事業主行動計画策定支援アドバイザー派遣申請書

令和 年 月 日

君津市長 様

住所又は所在地
申請者 氏名又は名称
代表者氏名

君津市一般事業主行動計画策定支援アドバイザーの派遣を受けたいので、君津市一般事業主行動計画策定支援アドバイザー派遣事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。なお、申請に当たり、市税の納付状況を調査し、及びその納付状況を確認することについて同意します。

主な事業内容				
常時雇用する従業員数	人	内 訳	正社員	人（男性 人、女性 人）
			パート、契約社員	人（男性 人、女性 人）
			派遣社員	人（男性 人、女性 人）
主たる事業の事業分類	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 金融業、保険業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 医療、福祉 <input type="checkbox"/> 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> 鉱業、採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> その他（ ）			
一般事業主行動計画の策定状況	<input type="checkbox"/> 策定予定（ 年 月頃） <input type="checkbox"/> 未定	アドバイザー派遣希望回数	回	
現状と課題				
担当者	部署名		電話番号	
	氏名		FAX番号	
	E-mail			
備考				

添付書類 常時雇用する労働者の数が分かる書類